

# 放置座礁船問題への取組み

露木伸宏  
TSUYUKI, Nobuhiro

国土交通省海事局総務課海事保安・事故保障対策室長

## 1—はじめに

わが国に入港する一般船舶に保険加入を義務付ける、油濁損害賠償保障法の改正が今国会で成立した。この改正は、創設された地方公共団体への国の補助制度とともに、各地の地方公共団体が悩まされてきた放置座礁船問題への政策パッケージの意義がある。本稿では施策の背景と概要を紹介する。

## 2—放置座礁船問題及び国土交通省による対策

### 2.1 放置座礁船問題とは

船舶の座礁、沈没の事故が発生した場合、流出油による損害の賠償や船舶の撤去については、船舶所有者及び船舶賃借人（以下「船主等」という。）の責任により処理されるのが原則である。しかしながら、賠償能力がない等の理由により船主等が被害の賠償や座礁船舶の撤去を行わない事例が発生しており、やむを得ず地方公共団体が多額の費用をかけて撤去を行うこととなり、大きな社会問題となった。

### 2.2 チルソン号等の座礁事故

平成14年12月5日、貨物船チルソン号（北朝鮮船籍3,144トン）は茨城県日立港の防波堤消波ブロックに乗り上げ座礁し、船底の破口より燃料油が流出した。港湾管理者である茨城県は、流出油の回収や船内からの油の抜き取り等の油防除対策、船体の撤去等を行い、その費用は約5億円にも上った。外交ルートも通じて船主に費用請求を行ったが満足な回答は得られず、同県の負担に対し国土交通省より約2.5億円の補助が行われた。（写真—1）

また、13年10月、山口県豊北町沖で座礁した貨物船チョンリュウ2号（北朝鮮船籍427トン）も、船主である会社は事故後に解散し、船体撤去等の費用は国（水産庁）、山口県及び豊北町が負担することとなった。

現在、未撤去の放置座礁船はわが国沿岸に10隻存在し、上記のように地方公共団体が座礁船を撤去した事例は過去10年間で少なくとも18隻発生している。（表—1、2）



■写真—1 チルソン号撤去状況

### 2.3 対策の概要

放置座礁船問題に対処するため、国土交通省では平成14年12月に「座礁・放置船舶等に関する検討会」を設置し検討を開始した。検討会では関係地方公共団体からの意見聴取や日立港のチルソン号実情視察も行い、15年7月に①保険加入の義務付け、及び②撤去への国の支援を主な内容とする「放置座礁船対策の基本的方向について」をとりまとめた。

#### ① 保険加入の義務付け

未撤去及び地方公共団体が撤去した座礁船が船主責任保険（P&I保険、<sup>注1</sup>）に未加入であったことから、わが国に入港する船舶に保険加入の義務付けを行うことにより、座礁等により生ずる損害の賠償や船舶の撤去の負担能力を有しない船舶について、その入港を禁止すること等を内容とする制度の創設につき検討を進める。

#### ② 撤去に対する国の支援

外国船舶には領海内無害通航権が認められており、わが国に入港しない船舶については保険義務付けができず、責任能力のない船舶が座礁する可能性は否定できないため、船主等に代わって船体撤去を行う地方公共団体に対し国が一定の支援を行う制度の創設につき検討を進める。

なお、①に関連し、2,000トン以上のばら積み油を輸送するタンカーについては、民事責任国際条約<sup>注2</sup>により、既に保険の義務付けが行われている。

■表一 未撤去の放置座礁船

発生年月日	船種	船名	総トン数	国籍	沈没等の位置	油等流出の有無	積荷	所有者等	出港地	仕向地	PI保険加入
S61. 8.26	貨物船	TATONG	464	パナマ	沖縄県浦添市地先の珊瑚礁	無	無	台湾	香港	台湾	無
S62. 3.20	貨物船	EIKI MARU No.16	255	シンガポール	静岡県加茂郡南伊豆町地先の岩場	無	無	シンガポール	東京	シンガポール	無
H 3.10.30	貨物船	SIENKIEWICZ	366	パナマ	沖縄県西表島竹富町地先の珊瑚礁	無	煙草	香港	石垣	フィリピン	無
H 4.12.27	貨物船	DRUZHBA	172	ロシア	北海道根室市瑤瑤崎から197度1.7海里	油(4.85kl)	無	ロシア/ロシア韓国合併企業	古釜布	ナホトカ	無
H 5. 5. 3	貨物船	NUGGETS No.7	199	パナマ	鹿児島県種子島中種子町地先犬城海岸	無	無	香港	尼崎	香港	無
H 6. 8. 2	曳船	長生3号	49.74	ペリース	大分県南海部郡浦江町深島深島南西海岸	油(850l)	無	中国	横須賀	中国	無
H 8. 8.13	冷凍運搬船	OCEAN BRAVE	342	ペリース	鹿児島県(奄美大島焼内湾)大島郡瀬戸内町	有	無	韓国	釜山	マレーシア	無
H11.12. 7	貨物船	MRS-150-346	61	ロシア	北海道根室市花咲灯台から245度1.24海里	有	かたい、花咲蟹等	ロシア	古釜布	花咲	無
H12. 2.27	クレーン台船	旧船名：第13金剛丸	約150	韓国	長崎県西彼杵郡野母崎町樺島	無	無	韓国	八代	釜山	無
H15. 4.18	水産物運搬船	RS1978	89	ロシア	北海道根室市納沙布岬灯台下	若干有	うに	ロシア	ユジノクリリスク	花咲	無

注：国土交通省調べ

■表二 地方公共団体が撤去した座礁船

発生年月日	船種	船名	総トン数	国籍	沈没等の位置	油等流出の有無	積荷	所有者等	出港地	仕向地	PI保険加入	撤去年月日	撤去者
H 4. 1.14	貨物船	MARISEA	1597	シンガポール	福岡県遠賀郡岡垣町	油90kl	無	シンガポール	韓国	中国	有	H 6. 2.18	地方自治体
H 4. 2.12	元フェリー	NATRASEAS1	500	インドネシア	鹿児島県喜界島	油52kl	無	インドネシア	広島	インドネシア	無	H 5. 7.14	地方自治体
H 4. 8. 8	貨物船	SAN FATT	1392	ホンジュラス	兵庫県神戸港	油8kl	無	台湾	台湾	神戸	無	H 5. 7. 2	地方自治体
H 5. 8. 9	貨物船	OPO SOLOY	519	ホンジュラス	鹿児島県鹿児島郡十島村	無	無	香港	台湾	韓国	無	H 6.11.14	地方自治体
H 5.10.24	貨物船	EAST GULL	6319	セントビンセント	青森県西津軽郡車力村沖	無	無	韓国	秋田	ロシア	有	H10. 8.24	船舶所有者一部地方自治体負担
H 5.12. 2	貨物船	KVARTS	166	ロシア	北海道稚内市沖	無	無	ロシア	稚内	ロシア	無	H 6.10.10	地方自治体
H 6. 6.21	漁船	MARS	255	ロシア	北海道根室市沖	油110kl	カニ	ロシア	ロシア	花咲	無	H 8. 3.29	地方自治体
H 7.11. 9	漁船	NOVOARK HAN GELJSK	3250	ロシア	山形県西田川郡温海町沖	若干有	無	ロシア	ナホトカ	上海	無	H 8.11.30	地方自治体
H12. 9. 9	漁船	HUUNGH 21	62	ベトナム	神奈川県三浦市油壺沖	若干有	無	ロシア	焼津	ロシア	無	H12.10.10	地方自治体
H12. 9.17	漁船	PAO SHING No.1	1120	台湾	北海道釧路市釧路港内	若干有	秋刀魚	台湾	台湾	台湾	無	H13. 5.21	地方自治体
H12.12.11	クレーン付浮きドック	DAISEN-300		ホンジュラス	佐多岬浮津鼻から48度2.2海里付近	無	無	シンガポール	下松	インドネシア	無	H14. 8.23	地方自治体
H12.12.25	クレーン台船	NOJIMA No.2		ホンジュラス	佐多岬浮津鼻から48度2.2海里付近	無	無	シンガポール	下松	インドネシア	無	H14. 8.23	地方自治体
H12.12.25	台船	MD-511		ホンジュラス	佐多岬浮津鼻から48度2.2海里付近	無	無	シンガポール	下松	インドネシア	無	H14. 8.23	地方自治体
H13.10. 3	起重機船	旧船名：いわき	450.5	韓国	秋田県五里合漁港防波堤南側約150m	無	無	韓国	八戸	釜山	無	H15. 1.11	地方自治体
H14.12. 5	貨物船	CHIL SONG	3144	北朝鮮	茨城県日立市日立港東防波堤東側沖合	有	タイヤチップ	北朝鮮	名古屋	日立	無	H16. 1.31	地方自治体茨城県
H13.10. 6	貨物船	CHONG LYU 2	427	北朝鮮	山口県豊北角島灯台N800m	無	中古冷蔵庫100台(自転車約1500台は撤去)	北朝鮮	舞鶴	下関	無	H15. 7. 5	地方自治体豊北町
H15. 1.15	密航容疑船中国鮮魚運搬船型	魯文漁0186	133	中国?	福岡県志摩町芥屋海岸	有?	無	?	?	?	?	H15. 7.20	地方自治体
H15. 4. 8	タグボート	KINYU(旧船名：第六東亜丸)	198	ホンジュラス	宮崎県宮崎港の北約5kmの海岸	若干有A重油	無	シンガポール上の3隻と同一人物	愛媛県伯方島	インドネシア	無	H16. 6.16	地方自治体宮崎県

注：国土交通省調べ

## 2.4 入港船舶の保険加入率

検討会では保険義務付けの検討に当たり、わが国に入港する外国船舶について、英国ロイズMIU(Lloyd's Maritime Intelligence Unit, London)のデータによりP&I保険への加入状況を調査した。

平成14年1～12月に入港した船舶のべ114,436回について、保険加入が確認できたのは83,039回で全体の72.6%で

あった。加入率を見ると船籍国別では、北朝鮮2.8%、ロシア14.9%と近隣国が低い値となっている(表一3)。が、入港回数最多のパナマは87.7%であった

また港別では、入港回数上位3港の加入率は京浜港横浜区85.4%、名古屋港86.2%、神戸港87.0%と平均以上であるが、加入率が20%以下と低い港が稚内15.5%、花咲6.6%、小樽16.6%、紋別5%と北海道に集中している(表一4)。

■表—3 国別保険加入率(加入率の低い船籍国)

順位	船籍	入港回数計	加入	未加入等	保険加入率
1	北朝鮮	1,344	38	1,306	2.8%
2	ロシア	7,439	1,112	6,327	14.9%
3	カンボジア	4,565	1,449	3,116	31.7%
4	ホンジュラス	610	292	318	47.9%
5	マルタ	794	407	387	51.3%
6	ペリース	3,526	1,878	1,648	53.3%
7	中国	6,950	3,779	3,171	54.4%
8	韓国	13,622	8,728	4,894	64.1%
9	バヌアツ	372	274	98	73.7%
10	セントビンセント・グレナディーンズ	2,851	2,179	672	76.4%

注: 国土交通省調べ、平成14年データ

■表—4 港別保険加入率(入港回数の多い順)

順位	寄港地	入港回数計	加入	未加入等	保険加入率
1	京浜港横浜区(神奈川県)	9,019	7,701	1,318	85.4%
2	名古屋港(愛知県)	8,323	7,178	1,145	86.2%
3	神戸港(兵庫県)	7,168	6,233	935	87.0%
4	大阪港大阪区(大阪府)	6,470	5,210	1,260	80.5%
5	京浜港東京区(東京都)	5,441	4,594	847	84.4%
6	博多港(福岡県)	3,928	2,006	1,922	51.1%
7	水島港(岡山県)	3,567	2,760	807	77.4%
8	千葉港(千葉県)	3,065	2,587	478	84.4%
9	大阪港堺北区(大阪府)	2,522	2,165	357	85.8%
10	門司港(福岡県)	2,424	1,800	624	74.3%
11	稚内港(北海道)	2,365	366	1,999	15.5%
12	下関港(山口県)	2,186	472	1,714	21.6%
13	京浜港川崎区(神奈川県)	2,137	1,757	380	82.2%
14	清水港(静岡県)	1,979	1,604	375	81.1%
15	福山港(広島県)	1,953	1,580	373	80.9%
16	鹿島港(茨城県)	1,947	1,625	322	83.5%
17	大分港(大分県)	1,778	1,513	265	85.1%
18	徳山港(山口県)	1,749	1,461	288	83.5%
19	伏木港(富山県)	1,593	812	781	51.0%
20	花咲港(北海道)	1,506	99	1,407	6.6%
21	四日市港(三重県)	1,381	1,093	288	79.1%
22	新潟港(新潟県)	1,366	912	454	66.8%
23	若松港(長崎県)	1,356	1,039	317	76.6%
24	三河港(愛知県)	1,310	1,042	268	79.5%
25	広島港(広島県)	1,218	1,023	195	84.0%
26	小樽港(北海道)	1,204	201	1,003	16.7%
27	苫小牧港(北海道)	1,142	986	156	86.3%
28	木更津港(千葉県)	1,124	911	213	81.0%
29	姫路港(兵庫県)	1,038	800	238	77.1%
30	東播磨港(兵庫県)	977	756	221	77.4%
31	境港(島根県、鳥取県)	921	332	589	36.0%
32	塩釜港(宮城県)	885	720	165	81.4%
33	和歌山港(和歌山県)	877	680	197	77.5%
34	衣浦港(愛知県)	764	568	196	74.3%
35	紋別港(北海道)	756	38	718	5.0%
36	舞鶴港(京都府)	740	195	545	26.4%
37	岩国港(山口県)	697	596	101	85.5%
38	宇部港(山口県)	685	554	131	80.9%
39	刈田港(福岡県)	663	562	101	84.8%
40	室蘭港(北海道)	622	495	127	79.6%
41	八戸港(青森県)	616	528	88	85.7%
42	松山港(愛媛県)	561	355	206	63.3%
43	石巻港(宮城県)	550	362	188	65.8%
44	秋田船川港(秋田県)	548	389	159	71.0%
45	小名浜港(福島県)	540	429	111	79.4%
46	船橋港(千葉県)	536	389	147	72.6%
47	袖ヶ浦港(千葉県)	534	470	64	88.0%
48	三田尻中関港(山口県)	524	436	88	83.2%
49	直江津港(新潟県)	499	320	179	64.1%
50	細島港(宮城県)	494	421	73	85.2%
51	坂出港(香川県)	488	385	103	78.9%
52	小倉港(福岡県)	481	436	45	90.6%
53	釧路港(北海道)	476	322	154	67.6%
54	三島川之江港(愛媛県)	470	356	114	75.7%
55	小松島港(徳島県)	466	338	128	72.5%
56	長崎港(長崎県)	437	284	153	65.0%
57	蔵原港(長崎県)	433	118	315	27.3%
58	新居浜港(愛媛県)	424	372	52	87.7%
59	横須賀港(神奈川県)	422	369	53	87.4%
60	那覇港(沖縄県)	401	324	77	80.8%
61	鹿児島港(鹿児島県)	398	260	138	65.3%
62	伊万里港(佐賀県、長崎県)	397	218	179	54.9%
63	石垣港(沖縄県)	390	293	97	75.1%
64	下津港(和歌山県)	376	285	91	75.8%
65	呉港(広島県)	367	284	83	77.4%

注: 国土交通省調べ、平成14年データ (年間365回以上入港している港に限る)

### 3—油濁損害賠償保障法改正の概要

上記検討会の取りまとめを踏まえ、国土交通省は関係方面との調整及び検討を進め、平成16年2月、「油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

この改正は(1)タンカー油濁損害に対する保障額の拡大(国際油濁基金に係る追加基金議定書<sup>注3)</sup>による保障関係)、(2)一般船舶(タンカー以外の船舶)の油濁損害・座礁船撤去に対する被害者保護の充実を内容としている。(2)が放置座礁船対策の部分で、以下が制度の概要である。

#### 3.1 一般船舶の所有者等の燃料油油濁損害に係る無過失責任制度の導入

一般船舶の燃料油による油濁損害について、戦争等の不可抗力による一定の場合を除き、一般船舶の船舶所有者及び船舶賃借人が連帯してその損害の賠償責任を負うこととする。油濁損害の賠償責任を負う一般船舶所有者等の責任の制限については、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の規定による。

#### 3.2 一般船舶油濁損害賠償等保障契約の義務付け

- ① 国際航海に従事する日本国籍を有する一般船舶(国際総トン数100トン以上に限る、以下同じ。)及び本邦内の港を入出港する日本国籍を有しない一般船舶に対し、一般船舶油濁損害賠償等保障契約(一般船舶油濁損害及び法令の規定による座礁船舶撤去等の措置費用の支払を一定の限度までてん補する保険等をいう。)の締結を義務付ける。
  - ② 一般船舶について、保障契約が締結されていることを証する書面(以下「証明書」という。)を国土交通大臣より交付する。
  - ③ 国際航海に従事する日本国籍を有する一般船舶及び本邦内の港を入出港する日本国籍を有しない一般船舶に対し、証明書の備置きを義務付ける。
- 但し、保障契約が国土交通大臣の指定する保険者(信用力の高い船主責任相互保険組合(P&I保険)等を予定)による契約の場合には、契約書の写しその他省令で定める書面をもって大臣交付の証明書に代えることができる。

#### 3.3 保障契約義務付け等の実効性担保について

- ① 特定船舶(保障契約締結義務を有するタンカー及び一般船舶をいう、以下同じ。)に対し、船舶名、船籍港及び保障契約締結の有無その他の省令で定める事項を、本邦の港へ入港する前に通報することを義務付ける。
- ② 本邦内の港にある特定船舶に対し、国土交通大臣による立入検査等の権限を規定するとともに、保障契約締結義務等違反が確認された場合の国土交通大臣による是

正命令及び当該是正措置が取られるまでの間の航行停止命令の権限を規定する。

- ③ 罰則について、保障契約締結義務付への違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、証明書の備置き義務違反、入港通報義務違反に対しては30万円以下の罰金を規定する。

#### 4—法案審議及び施行への取組み

##### 4.1 国会審議

油濁損害賠償保障法改正法案は平成16年2月24日国会に提出され、衆、参両院の国土交通委員会において審議が行われた。委員会、本会議とも全会一致で可決され4月14日成立、21日に公布された。改正法の施行期日は、証明書発給に関する規定が平成16年12月1日、その他の規定が17年3月1日である。

##### 4.2 周知活動

今回の改正は従前の油濁損害賠償保障法と異なり、放置座礁船問題への対策として条約等に基づかないわが国独自の規制であるが、入港する外航船舶が規制対象となる。このため、入港予定の外国船舶が規制趣旨を理解しあらかじめ保険に加入することが大切であり、海事局においては国際海事機関(IMO)等を通じ、外国政府や外国海運会社等への周知を徹底していくこととしている。

##### 4.3 実施体制の整備

改正法では無保険船を入港させないために外航船舶の入港通報等の制度が導入されるが、事務を担当する地方運輸局にとって証明書の発給、入港通報の受領、立入検査等は新規の業務となる。また、制度の運用に当たっては港湾管理者等の関係者との連携も大切であり、地方運輸局におけるこれら事務の実施に遺漏がないよう体制整備に努めていくこととしている。

#### 5—放置座礁船対策に係る国の支援制度

放置座礁船対策として、船主等への保険加入義務付け制度の導入に併せ、地方公共団体が行った油等防除措置や船舶撤去に関し、国が一定の支援を行う制度が平成16年度より創設された。

##### 5.1 油等防除に係る補助

新規の補助制度であり、外国船舶から大量の油等の流出があり、海上保安庁長官の要請を受けて地方公共団体が油等防除措置を講じ、当該費用を船主等から徴収することができなかった場合に、措置に要した経費を国が2分の1補助するものである。事業規模で2千万円以上のものが対象で、予算額は1億円である。

##### 5.2 船舶撤去に係る補助

関係既存事業の対象拡充による制度で、港湾区域における沈没船処理事業、漁港区域における廃船処理事業や海岸、漁場における同種の事業の補助対象に、放置座礁船の船舶撤去を追加したものである。採択基準は事業規模5千万円以上である<sup>注4)</sup>。

#### 6—おわりに

放置座礁船対策である一般船舶への保険義務付け制度は、タンカーへの保険義務付けを参考としつつ、外航船舶に対し新しい規制を導入したものである。国際的に見ると、船舶の燃料油濁濁損害に関するバンカー条約<sup>注5)</sup>が成立しているものの発効見通しは未定で、沈没船の撤去に関してはいわゆるレックリムーバル条約がIMO法律委員会で検討中の段階である。また、入港船舶への保険義務付け制度も先行している米国、カナダ、オーストラリアに比べ<sup>注6)</sup>、わが国の制度は対象船舶がより広いものとなっている。今後放置座礁船対策を一層効果的に進めていくためには、国際的協力を図っていくことも、有効であると考えられる。

#### 注

注1) Protection & Indemnity (保護と保障) 保険の略。海上保険には自己の船体や貨物等の損害に対する保険と、第三者損害賠償責任を補償する保険(P&I保険)があり、P&I保険では港湾施設損傷、油濁損害、衝突損害の他船骸撤去費用や油清掃費用等が補償の対象となる。

注2) 1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

注3) 1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の2003年の議定書

注4) 平成16年3月31日までに発生した放置座礁船の処理については、事業規模1千万円以上。

注5) 燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

注6) 国内法による入港一般船舶への保険義務付け制度の対象船舶は、米国総トン数300トン以上、カナダ及びオーストラリア400トン以上となっている。